

# 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2019年2月23日

## テンプレトン・ グローバル株式 ファンド

愛称:株の祭典



追加型投信 / 内外 / 株式

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧できます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行う「テンプレトン・グローバル株式ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年2月22日に関東財務局長に提出しており、2019年2月23日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせ下さい。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者登録番号	関東財務局長(金商)第391号
設立年月日	1996年9月25日
資本金	4億9,000万円(2018年12月末日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	468億円(2018年12月末日現在)

委託会社の照会先

電話番号 03-6230-5699 (受付時間 9:00~17:00  
土・日・祝日および12月31日・1月2日・1月3日を除く)

ホームページ <http://www.franklintempleton.co.jp/>

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社



FRANKLIN TEMPLETON  
INVESTMENTS

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

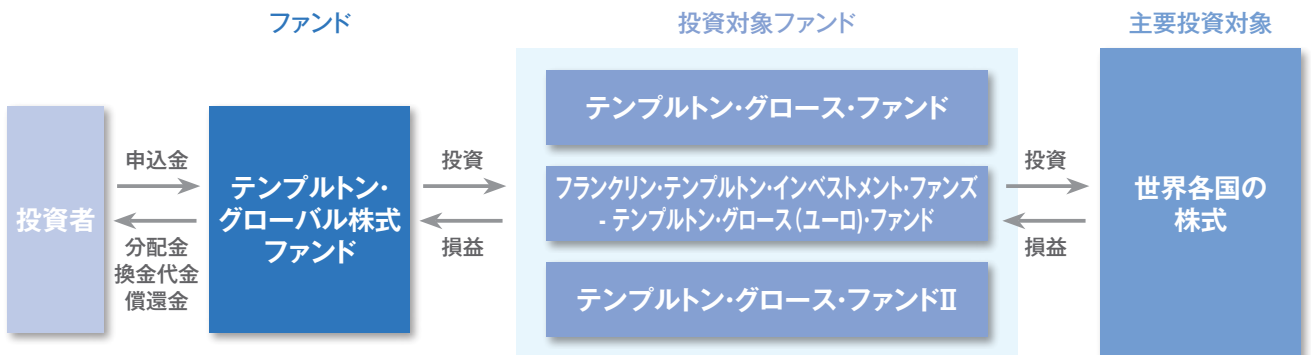


当ファンドは、テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド(TGAL)が運用する3つの外貨建て投資信託証券(投資対象ファンド)を通じて、主として世界各国の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

☞TGALは、フランクリン・テンプレートン・グループの主要な運用会社の1つであり、米国でグローバル株式の運用会社として草分け的な存在であるテンプレートンの投資理念を受け継いでいます。

☞テンプレートン ブランドの代表ファンドである「テンプレートン・グロース・ファンド」は1954年に設定されました。

ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※3つの投資対象ファンドの組入れは、投資対象ファンドの資金動向や資産状況等を勘案して行います。

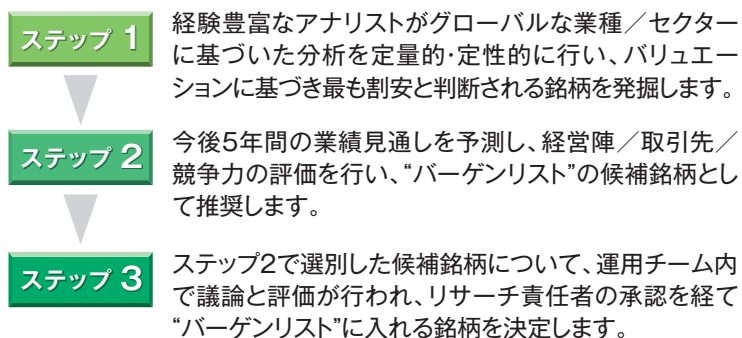


投資対象ファンドは、あらかじめ特定の業種、国、地域等への投資配分を定めず、ボトム・アップ アプローチによって世界各国の株式に投資します。組入銘柄は、テンプレートンの投資理念に基づく評価で投資価値が大きいと判断した組入候補銘柄群(“バーゲンリスト”)の中から選定されます。

☞投資対象ファンドが組み入れる株式は、新興国市場の株式を含みます。

☞投資対象ファンドは、市場の状況によっては、純資産総額の25%を限度として世界各国の債券等を組み入れることがあります。

### ●“バーゲンリスト”の作成プロセス



当ファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないこととします。

## ■ ファンドの分配方針

毎決算時(毎年11月28日(休業日の場合は翌営業日))に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
  - ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

直接投資	投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(注) 上記は、ファンドにおける主な投資制限であり、投資対象ファンドのものではありません。投資対象ファンドの主な投資制限については、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

## 投資対象ファンドの概要

ファンド名	テンプレトン・グロース・ファンド
英文名	Templeton Growth Fund, Inc.
形態	米国籍投資法人/オープンエンド型/米ドル建て <sup>※1</sup>
投資目的	長期的な元本の成長を図ることを投資目的とします。
主な投資戦略	主に世界各国(新興国を含みます。)の株式(普通株式、優先株式、転換証券など)に投資を行います。また、預託証券にも投資を行います。 上述の主要投資対象に加えて、市場動向によって、純資産総額の25%を限度として世界各国の公社債(長期債、中期債、短期債など)に投資することがあります。 上記のほか、組入有価証券の貸付および派生商品への投資等を行うことがあります。 株式の銘柄選択にあたっては、長期的な視点から企業価値に着目したボトム・アップ アプローチによって投資する株式を絞り込みます。その選定は、長期的な企業の収益、資産、キャッシュフローの潜在性などをもとにした評価による企業価値と株価を比較して行います。また、企業評価を行う際には、株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、利益率、清算価値なども考慮します。 *資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	—
関係法人	運用会社:テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド(TGAL) 管理事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・サービシーズ・エルエルシー 名義書換事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・インベスター・サービシーズ・エルエルシー 保管銀行:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー
設定日	1954年11月29日 <sup>※2</sup>
決算日	8月31日
申込手数料	かかりません。 <sup>※3</sup>
管理報酬 <sup>※4</sup>	年0.78%以内 <sup>※3</sup>

※1 当ファンドは、テンプレトン・グロース・ファンドのAdvisor Classに投資します。  
テンプレトン・グロース・ファンドは、各シェアクラス(ファンドには、申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。)に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※2 当ファンドが投資を行うAdvisor Classは、1997年2月1日に導入されました。

※3 当ファンドが投資を行うAdvisor Classのものです。

※4 この他に名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

ファンド名	フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ templton・グロース(ユーロ)・ファンド
英文名	Franklin Templeton Investment Funds Templeton Growth (Euro) Fund
形態	ルクセンブルク籍投資法人／オープンエンド型／ユーロ建て*1
投資目的	元本の成長を図ることを投資目的とします。
主な投資戦略	主に世界各国(新興国を含みます。)の株式(普通株式、優先株式)に投資を行います。また、米国、欧州およびグローバルの預託証券にも投資を行います。 市場動向によって、純資産総額の25%を限度として世界各国の公社債(長期債、中期債、短期債など)に投資することがあります。 株式銘柄選択にあたっては、長期的な視点から企業価値に着目して投資する株式を絞り込みます。その選定は、長期的な企業の収益、資産、キャッシュフローの潜在性などをもとにした評価による企業価値と株価を比較して行います。
主な投資制限	同一発行体の証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。 デリバティブ取引のエクスポージャーはファンドの純資産総額以内とします。
関係法人	運用会社:templton・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド(TGAL) 管理会社:フランクリン・templton・インターナショナル・サービスズ・エス・イー・アール・エル 保管銀行:JPモルガン・バンク・ルクセンブルク・エス・イー
設定日	2000年8月9日*2
決算日	6月30日
申込手数料	かかりません。*3
運用報酬*4	年0.70%*3
管理会社報酬*4	年0.20%
保管銀行報酬*4	年0.01%~年0.14%

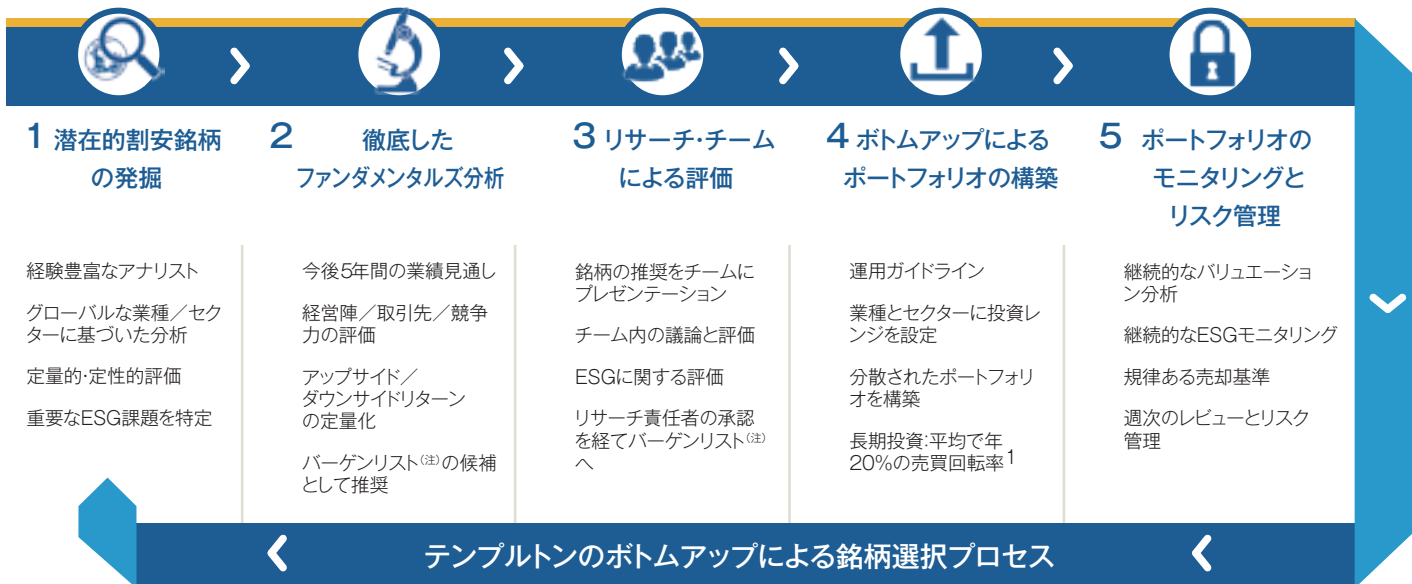
- \*1 当ファンドは、templton・グロース(ユーロ)・ファンドのClass I (Ydis) USD(米ドル建て)に投資します。  
templton・グロース(ユーロ)・ファンドは、各シェアクラス(ファンドには、申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。)に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。
- \*2 当ファンドが投資を行うClass I (Ydis) USDは、2005年12月29日に導入されました。
- \*3 当ファンドが投資を行うClass I (Ydis) USDのものです。
- \*4 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

ファンド名	templton・グロース・ファンドII
英文名	Templeton Growth Fund II Limited
形態	ケイマン籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て
投資目的	長期的な元本の成長を図ることを投資目的とします。
主な投資戦略	主に世界各国(新興国を含みます。)の株式(普通株式、優先株式、転換証券など)に投資を行います。また、預託証券にも投資を行います。 上述の主要投資対象に加えて、市場動向によって、純資産総額の25%を限度として世界各国の公社債(長期債、中期債、短期債など)に投資することがあります。 上記のほか、組入れ有価証券の貸付および派生商品への投資等を行うことがあります。 株式の銘柄選択にあたっては、長期的な視点から企業価値に着目したボトム・アップ アプローチによって投資する株式を絞り込みます。その選定は、長期的な企業の収益、資産、キャッシュフローの潜在性などをもとにした評価による企業価値と株価を比較して行います。また、企業評価を行う際には、株価収益率、株価キャッシュフロー倍率、利益率、清算価値なども考慮します。 *資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	同一銘柄の株式への投資は、発行株式の50%を超えないものとします。 信用取引は行いません。
関係法人	運用会社:templton・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド(TGAL) 管理事務代行会社:フランクリン・templton・サービスズ・エルエルシー 名義書換事務代行会社:フランクリン・templton・インベストメンツ(アジア)リミテッド 保管銀行:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・イー
設定日	2006年11月27日
決算日	8月31日
申込手数料	かかりません。
運用報酬*	年0.63%以内

\* この他に管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

## <ご参考>

下図は、当ファンドの投資対象ファンドである「テンプレートン・グロース・ファンド」、「フランクリン・テンプレートン・インベストメント・ファンズ・テンプレートン・グロース(ユーロ)・ファンド」、「テンプレートン・グロース・ファンドII」の運用プロセスを示したものです。



(注)バーゲンリスト:ボトムアップ分析によって著しく割安と判断された銘柄群の通称です。新たに投資可能と判断した銘柄は、全て一旦このリストに入ります。

上記の図は説明のみを目的に作成されたものです。

投資対象ファンドはテンプレートン・グローバル株式グループが運用を担当します。

1. 売買回転率は、2018年9月末現在における、過去5年間のテンプレートン・グローバル株式グループ全体の実績に基づいており、投資対象ファンドの過去の売買回転率を示すものではありません。回転率は同グループの長期的アプローチに基づきポートフォリオを運用する結果発生するものですが、実際の回転率は各ポートフォリオの投資ガイドラインや、市場動向、経済情勢等、様々な要因により変化することがあります。

上記は投資手法の概略であり、個別戦略における銘柄選択の手法と異なる場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様に帰属します。**なお、**投資信託は預貯金とは異なります。**

ファンドは、外国投資証券への投資を通じて、主として世界各国の株式に投資を行うため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

## ■主な変動要因

価格変動リスク	<p>○有価証券等の価格変動リスク 当ファンドは、投資信託証券(投資対象ファンド)への投資を通じて世界各国の株式などの値動きのある有価証券等に投資します。したがって、当ファンドの基準価額は、当ファンドおよび投資対象ファンドが組入れたこれら有価証券等の市場価格の変動による影響を受けます。</p> <p>○為替変動リスク 外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けます。 当ファンドが投資を行う投資対象ファンドは米ドル建てです。当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。 また、投資対象ファンドは、世界各国の有価証券等に投資しますので、投資対象ファンドの基準価額は、為替相場の変動の影響を受けます。</p>
流動性リスク	市場規模や取引量が少ない場合、組入有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。
信用リスク	当ファンドおよび投資対象ファンドが保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。
カントリーリスク	世界各国の金融・証券市場への投資は、それらの国・地域の政治、経済および社会情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな制限や規制が設けられた等の場合には、運用上の制約を受ける可能性があります。このような場合に、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。また、新興国の金融・証券市場への投資には、政治・経済構造が先進国と比べ不安定であるため、投資環境の急変により市場が混乱した場合や取引に対して新たな制限や規制が設けられた場合、運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。このような場合に、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

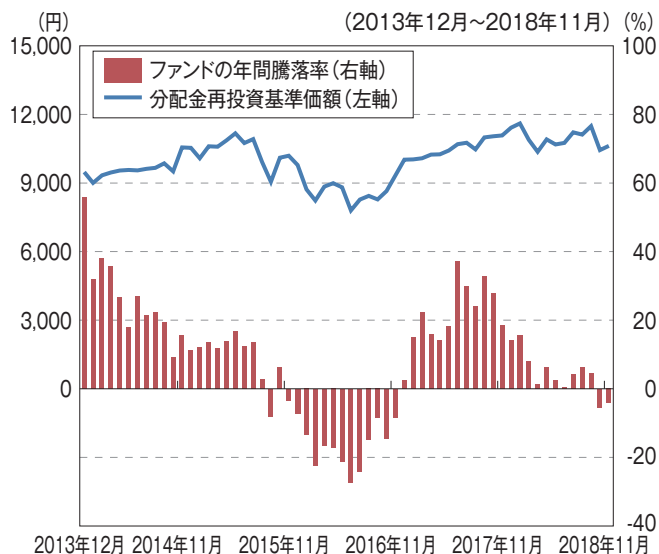
## リスク管理体制

ファンドの投資リスク管理のため、海外業務管理委員会を設置し、パフォーマンス評価、リスク分析・評価及びコンプライアンス・チェックにつき審議します。

これらの審議結果に基づき、運用関連部署に対し必要な勧告または是正を命じることにより、適切な管理を行います。

## 参考情報

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、2013年12月から2018年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

#### 《各資産クラスの指数》

日本株:東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI国債

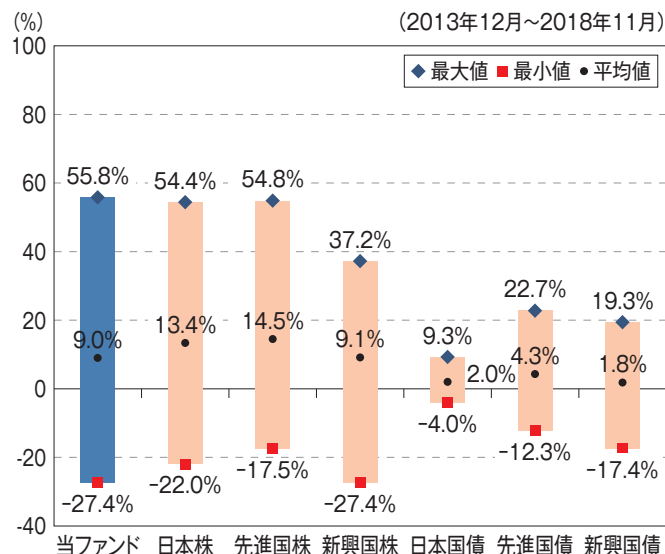
先進国債:FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、委託会社で円換算しています。

### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- (注) 2013年12月~2018年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- (注) 決算日に対応した数値とは異なります。
- (注) 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### <代表的な資産クラスの指数の著作権等について>

##### ○東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

##### ○MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

##### ○NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債を用いて行われるフランクリン・templton・インベストメンツ株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

##### ○FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。

同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

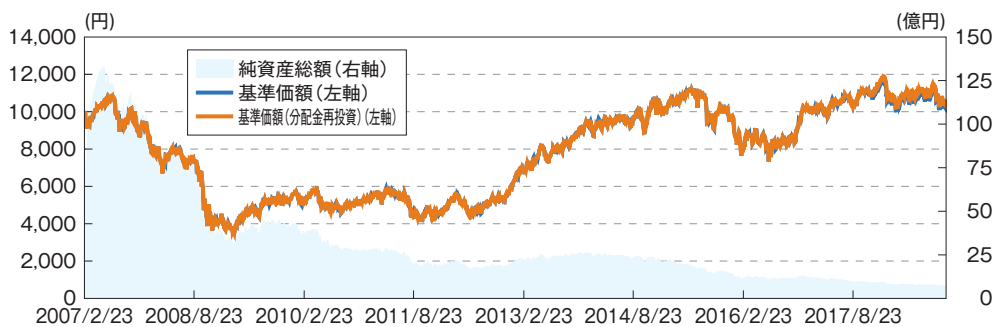
##### ○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドは、J.P. Morgan Securities LLCが公表しているインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属しています。

# 運用実績

(2018年11月30日現在)

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。  
 ※基準価額(分配金再投資)は税引前分配金を再投資したもとして計算しています。

## 分配の推移

2014年11月	0円
2015年11月	0円
2016年11月	0円
2017年11月	170円
2018年11月	190円
設定来累計	360円

※分配金は1万口当たり、税引前  
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

### ポートフォリオの状況

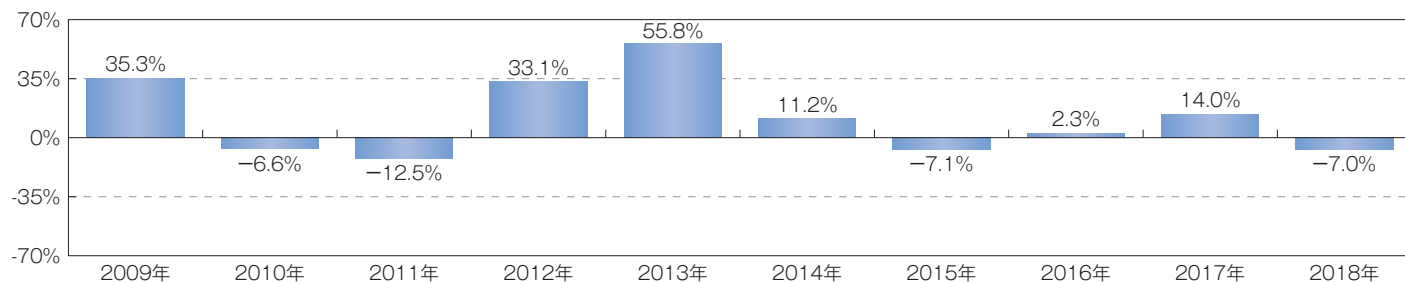
投資対象ファンド	97.7%
テンプレートン・グロース・ファンド	11.1%
テンプレートン・グロース(ユーロ)・ファンド	11.1%
テンプレートン・グロース・ファンドⅡ	75.5%
コール・ローン等	2.3%
計	100.0%

※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。  
 ※コール・ローン等=純資産総額(100%)−投資対象ファンド

### <テンプレートン・グロース(ユーロ)・ファンド>

順位	銘柄名	比率
1	ORACLE CORP	2.4%
2	SES SA	2.3%
3	ROYAL DUTCH SHELL PLC	2.3%
4	CITIGROUP INC	2.1%
5	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	2.0%
6	BP PLC	1.9%
7	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	1.9%
8	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	1.9%
9	ALLERGAN PLC	1.9%
10	TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES LTD	1.9%

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したもとして計算しています。  
 ※ファンドにベンチマークはありません。  
 ※2018年は年初から11月末までの収益率を表示しています。

### 投資対象ファンドの株式組入上位10銘柄 (投資対象ファンドにおける純資産比)

(2018年11月末日現在(現地))

#### <テンプレートン・グロース・ファンド>

順位	銘柄名	比率
1	ORACLE CORP	2.4%
2	ROYAL DUTCH SHELL PLC	2.3%
3	SES SA	2.3%
4	CITIGROUP INC	2.2%
5	BP PLC	2.0%
6	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	1.9%
7	ROCHE HOLDING AG	1.9%
8	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	1.9%
9	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	1.9%
10	ALLERGAN PLC	1.9%

#### <テンプレートン・グロース・ファンドⅡ>

順位	銘柄名	比率
1	ORACLE CORP	2.6%
2	SES SA	2.5%
3	CITIGROUP INC	2.4%
4	ROYAL DUTCH SHELL PLC	2.4%
5	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD	2.3%
6	BP PLC	2.2%
7	ROCHE HOLDING AG	2.1%
8	ALLERGAN PLC	2.1%
9	ENI SPA	2.1%
10	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	2.0%

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。



## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の指定する日までに販売会社にお支払い下さい。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。 ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意下さい。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にはお申込みの受付を行いません。
購入の申込期間	2019年2月23日から2020年2月21日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(信託設定日:2007年2月23日)
繰上償還	委託会社は、受益権の口数が5億口を下回ることになった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年11月28日(休業日の場合は、翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

※購入単位および換金単位、収益分配金の受取方法等は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.78% (税抜3.5%)</b> を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。 ※収益分配金を再投資する場合は、購入時手数料はかかりません。 *商品および投資環境の説明や情報提供、購入に関する事務手続き等のコストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率(年 <b>1.242% (税抜1.15%)</b> )を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。 信託報酬率(税抜)の配分は以下の通りです。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.26%</td> <td>ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.85%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.04%</td> <td>ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	配分	役務の内容	委託会社	年0.26%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等	販売会社	年0.85%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	受託会社	年0.04%	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等
	支払先	配分	役務の内容											
	委託会社	年0.26%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等											
販売会社	年0.85%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等												
受託会社	年0.04%	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等												
投資対象とする投資信託証券	投資信託証券の純資産額に運用・管理報酬等の料率(年0.63%~年1.04%程度)を乗じて得た額とします。 運用・管理報酬等の料率は投資信託証券により異なります。 詳しくは、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。													
実質的な負担	当ファンドの信託報酬と投資信託証券の運用・管理報酬等を合計した、投資者が実質的に負担する料率は、 <b>年1.872%~年2.282%程度(税込)</b> です。 *実際の負担率は、投資信託証券の組入比率などにより変動します。 一部の投資信託証券における管理事務代行報酬、保管銀行報酬等は含まれておりません。													
その他の費用・手数料	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査費用、有価証券の保管費用、等を投資信託財産でご負担いただきます。 これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。													

※当ファンドの信託報酬および監査費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドの費用の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### ■税金

■税金は表に記載の時期に適用されます。

■以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2018年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





**FRANKLIN TEMPLETON  
INVESTMENTS**